

三条市原油価格・物価高騰対応運送事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰が市内事業者に与える影響を緩和するため、予算の範囲内において、三条市原油価格・物価高騰対応運送事業者等支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当し、今後もその事業を継続する意思があること。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業」という。）を営む者

イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）を営む者

ウ 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切旅客自動車運送事業」という。）を営む者

エ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業」という。）を営む者

オ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）を営む者

(2) 市内に本社又は営業所を有していること。

(3) 納付期限が到来した市税を完納していること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める交付対象者が所有し、又は使用している交付対象車両（当該区分の事業の用に供していること及び市内に配置していることが自動車検査証その他の市長が適当と認める書類で確認できるものに限る。）1台につき、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。この場合において、同表の左欄の複数の区分に該当する事業者にあつては、それぞれの区分において支援金の交付を受けることができるものとする。

2 一の申請者当たりの交付対象車両は、10台を上限とする。

(交付申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに三条市原油価格・物価高騰対応運送事業者等支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

(1) 第2条第1号に該当していることが分かる書類として市長が適当と認める書類

- (2) 交付対象車両の自動車検査証の写し
- (3) 交付対象車両を自動車運転代行業に使用していることが分かる書類として市長が適当と認める書類（第2条第1号オに該当する者に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第5条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに支援金の交付の可否を決定し、及び額を確定し、その旨を三条市原油価格・物価高騰対応運送事業者等支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けた者があった場合又は交付対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に支援金が交付されているときは、支援金の返還を命ずることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象者	交付対象車両	金額
第2条第1号アに該当する者	一般貨物自動車運送事業の用に供する車両（霊きゅう車及び被けん引自動車は除く。）	40,000 円
第2条第1号イに該当する者	一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両	
第2条第1号ウに該当する者	一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両	
第2条第1号エに該当する者	一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両（LPガスのみを燃料とするものは除く。）	20,000 円
第2条第1号オに該当する者	自動車運転代行業の用に供する車両	